

2008年7月10日
(平成20年)

藤沢市長 海老根靖典様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 畠山 関之

広報活動の企画及び調整事務に係るコンピュータ処理について
(答申)

2008年6月30日付けで諮問(第332号)された広報活動の企画及び調整事務に係るコンピュータ処理について次のとおり答申します。

1 審議会の結論

藤沢市個人情報の保護に関する条例(平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。)第18条の規定によるコンピュータ処理をする必要性は、「3審議会の判断理由」に述べるところにより認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たりコンピュータ処理をする必要性は次のとおりである。

(1) 諮問に至る経過

昨年、携帯電話の契約件数は1億件を突破し、今や生活携帯とまで呼ばれ各種サービスを利用して様々な情報収集、手続きが携帯電話一つで可能となっている。

本市では、携帯電話版ホームページ「ぷちネットふじさわ」において各種事業の新着情報やイベント情報を掲載するとともに、昨年10月からはスポーツ施設の予約申請が携帯電話からできるようになり、今年5月からは軽自動車税の携帯電話によるクレジット納付を開始した。

また、電子メール機能を活用した「GPS機能付き携帯電話を活用した防犯対策システム」(答申第175号)の運用を平成18年度から開始し、昨年10月からはこの防犯対策システムの基本機能を活用した子育てに関する情報

を「子育てメールふじさわ」（答申第263号）として配信している。

このように本市は携帯電話を活用した各種サービスを行っているが、電子メール機能を活用して定期的に市政情報をメールマガジンとして配信するまでには至っていない。

現在、市では情報提供について、情報公開制度の浸透に伴い広報紙やホームページ等により様々な形で適宜市政情報を提供しているが、これからは行政の情報をより積極的に発信し、市民に市政へ関心を持っていただくことが重要である。

このため、より開かれた市政運営を図ることを目指し、コミュニケーションの手段はもとより情報の収集あるいは発信の観点において非常に利便性及び即応性に優れた有効なツールとしての携帯電話の電子メールを活用して、様々な市政に関する情報毎に電子メールのメールマガジンとして用意し、このメールマガジンの中から市民それぞれにあった情報を提供することを目的にメールマガジン配信システムの稼働を8月に予定している。

このことから、条例第18条のコンピュータ処理の制限に基づき、個人情報保護制度運営審議会に諮問するものである。

(2) システムの概要

「ふじさわメールマガジン配信サービス」（以下「本サービス」という。）は、市政に関する情報を本サービスを利用する市民等（以下「利用者」という。）に対して、電子メールにより市が配信するものである。本サービスは、2006年（平成18年）3月2日に諮問し、答申第175号で承認された携帯電話を活用した防犯対策システムのコンピュータ・システムを利用し、本サービスの情報配信の機能を追加するものである。本サービスを利用したい市民等は、携帯電話又はパソコンによりインターネットを通じてオンラインで利用登録をすることで利用できるようになる。

(3) コンピュータ処理をする個人情報について

利用者となるためには、次の項目の情報を携帯電話又はパソコンによりインターネットを通じてオンラインで登録する必要がある。

ア 電子メールアドレス

本人の意図しない第三者による不正登録を防ぐ機能としてシステム（※注1）による自動登録のみ可能とする。

※注1 登録アドレスへメールを送信し、受信できたことを確認するシステム。

イ パスワード

利用者が受信時間の設定や、配信される情報を選択するためシステムにログインする時に用いる本人確認のためのパスワードである。半角英数字8文

字以上を想定している。

(4) コンピュータ処理の必要性について

現在の市政情報の広報手段としては、紙の媒体である広報ふじさわが主となっているが、広報紙は、保存性には優れるものの、発行日が限定され情報の速報性が損なわれたり、また、掲載紙面によって記事が見落とされたりといったデメリットがある。一方、携帯電話を活用することにより伝えたい情報が「いつでも、どこでも、何度でも」電子メールに配信が可能となることで徹底した周知や、即時の情報提供を図ることが可能となる。このため、市政情報をタイムリーにより多くの市民の方に届けることを目的として、受信希望者に電子メールを一斉配信することからコンピュータ処理をする必要がある。

(5) 安全対策について

ア 携帯電話及びパソコンによりオンラインで登録される情報はSSL（エスエスエル：インターネット上で情報を暗号化して送受信する通信手順で、セキュリティ技術を組み合わせ、データの盗聴や改ざん、なりすましを防ぐことができる。）により暗号化されてサーバに送信されるため、セキュリティが確保される。

イ システム管理者である広報課は、操作者を限定しID及びパスワードにより本人確認を行い、セキュリティの確保に努める。

ウ サーバの維持管理は、市民自治推進課が株式会社ファルコンへ委託しているが、条例第16条に基づき委託契約書において保護措置を講じるようにしている。

エ その他

登録により収集する個人情報は、条例を遵守するとともに、本サービスの利用については「藤沢市コンピュータシステム管理運営規程」を遵守し「藤沢メールマガジン配信システム利用規約」を定め、個人情報の保護に努めるものである。また、登録された個人情報の保存期間は、当該本人が本サービス利用の廃止を届けた時点までとする。

(6) 実施時期

2008年（平成20年）8月1日以降

(7) 提出資料

ア 「ふじさわメールマガジン配信サービス」利用規約（案）

イ 「ふじさわメールマガジン配信サービス」構成・画面イメージ図

ウ 個人情報取扱事務届出書

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、審議会の結論のとおり判断をするもの

である。

(1) コンピュータ処理する必要性について

現在の市政情報の広報手段としては、紙の媒体である広報ふじさわが主となっているが、広報紙は、保存性には優れるものの、発行日が限定され情報の速報性が損なわれたり、また、掲載紙面によって記事が見落とされたりといったデメリットがある。一方、携帯電話を活用することにより伝えたい情報が「いつでも、どこでも、何度でも」電子メールに配信が可能となることで徹底した周知や、即時の情報提供を図ることが可能となる。このため、市政情報をタイムリーにより多くの市民の方に届けることを目的として、受信希望者に電子メールを一斉配信することからコンピュータ処理をする必要がある。

以上のことから判断すると、コンピュータ処理をする必要があると認められる。ただし、ふじさわメールマガジン配信規約については、実施機関が恣意的に削除できるようにも読めてしまうため、第11条に藤沢市が不相当と判断した場合にという趣旨の文言を追加することを条件とするものである。

(2) 安全対策について

実施機関では、安全対策として以下アからエまでに掲げる措置を講じることとしている。

ア 携帯電話及びパソコンによりオンラインで登録される情報はSSLにより暗号化されてサーバに送信されるため、セキュリティが確保される。

イ システム管理者である広報課は、操作者を限定しID及びパスワードにより本人確認を行い、セキュリティの確保に努める。

ウ サーバの維持管理は、市民自治推進課が株式会社ファルコンへ委託しているが、条例第16条に基づき委託契約書において保護措置を講じるようにしている。

エ その他

登録により収集する個人情報は、条例を遵守するとともに、本サービスの利用については「藤沢市コンピュータシステム管理運営規程」を遵守し「藤沢メールマガジン配信システム利用規約」を定め、個人情報の保護に努めるものである。また、登録された個人情報の保存期間は、当該本人が本サービス利用の廃止を届けた時点までとする。

以上のことから判断すると、安全対策上の措置が講じられていると認められる。

以 上